

認知症地域支援体制推進全国合同セミナー（行政説明資料） （令和7年1月16日）

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

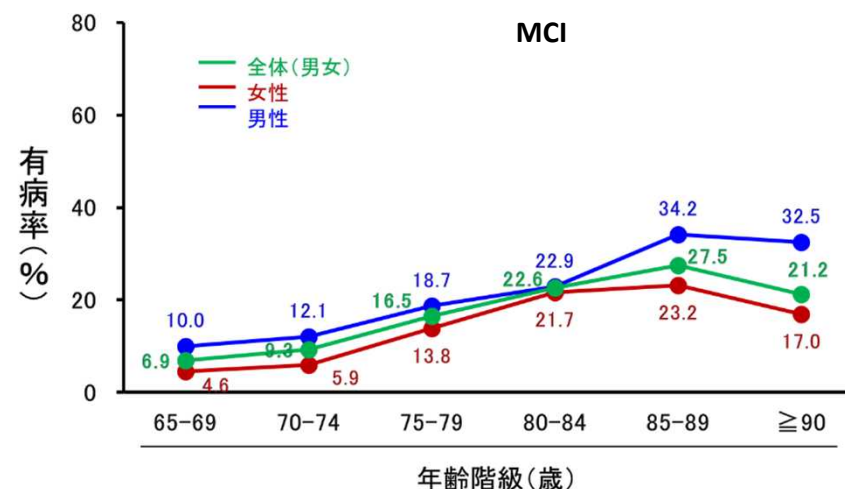
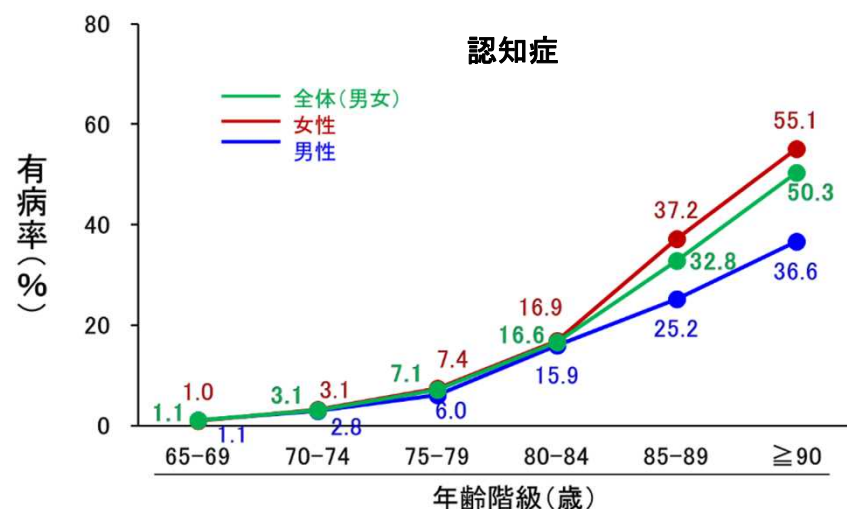
認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計

- 2022年に認知症の地域悉皆調査(調査率80%以上)を実施した4地域(福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町)において、新たに推計した、2022年の高齢者における認知症有病率(性年齢調整後)は、12.3%であり、また、高齢者におけるMCI有病率(性年齢調整後)は、15.5%であった。
- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2050年の認知症者高齢者数は586.6万人、MCI高齢者数は631.2万人と推計された。

※ 軽度認知障害(MCI):もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。

認知症とMCIの有病率の合計値は約28%(2022年時点)であり、「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保等、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要。

年齢階級別の有病率(2022年時点)



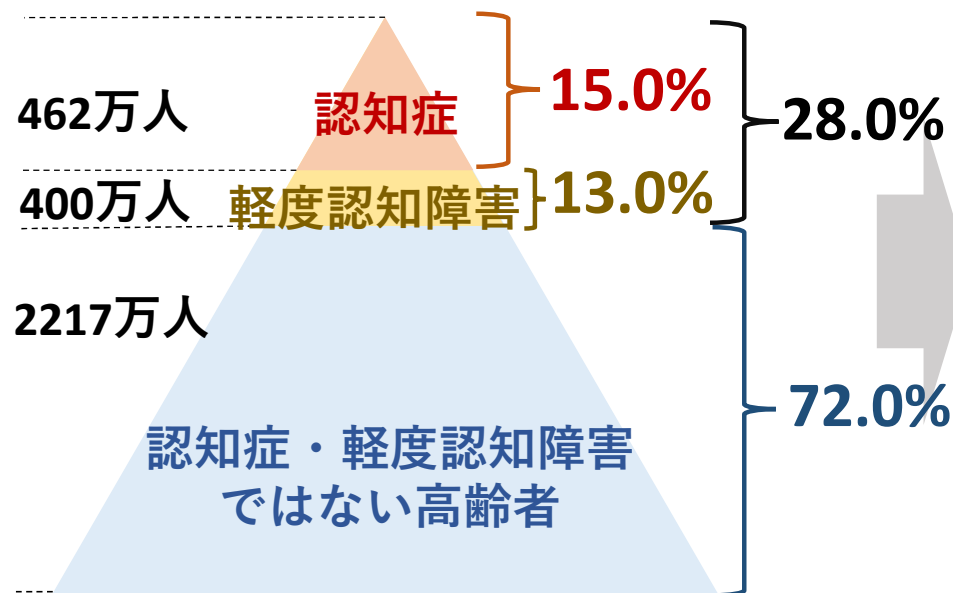
高齢者数と有病率の将来推計

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人
高齢者における 認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
MCI高齢者数	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人
高齢者における MCI有病率	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%	17.4%

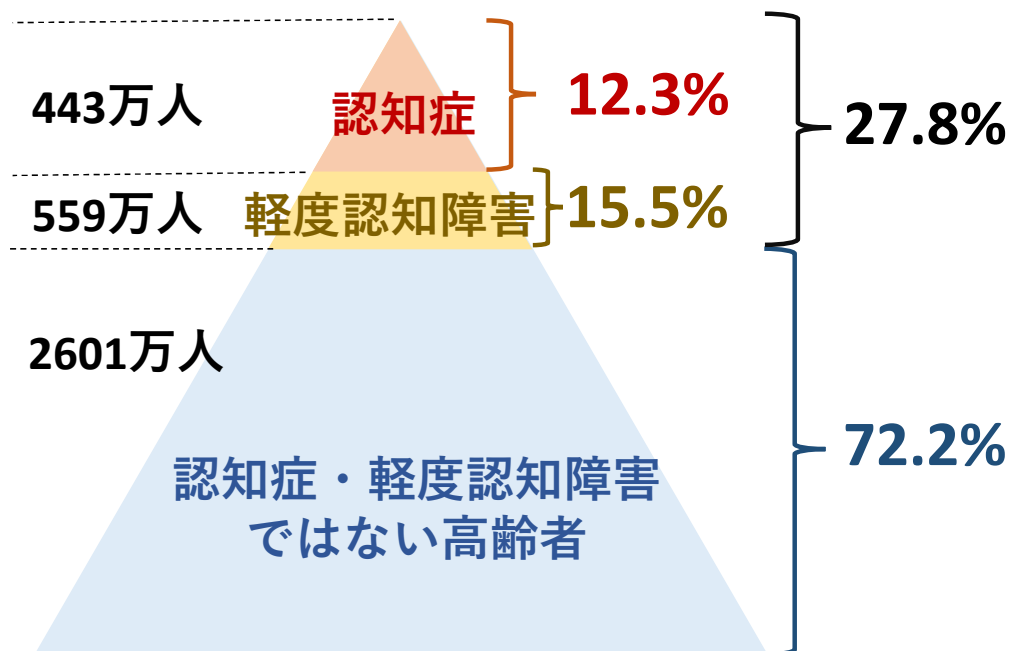
資料:「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)より厚生労働省にて作成

2012年有病率調査



65歳以上高齢者
3079万人

2022年有病率調査



65歳以上高齢者
3603万人

平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」
(研究代表者 筑波大学 朝田隆)

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(研究代表者 九州大学 二宮利治)

若年性認知症実態調査結果概要（R2.3）

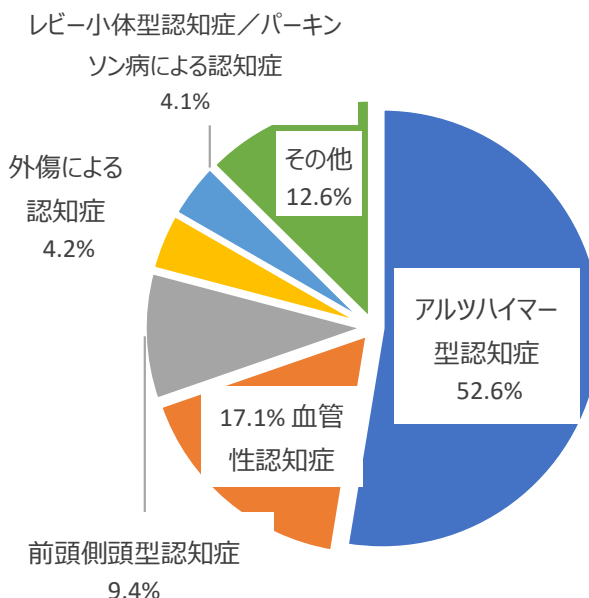
- 全国における若年性認知症者数は、**3.57万人と推計**（前回調査（H21.3）3.78万人）※
- 18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は、**50.9人**（前回調査（H21.3）47.6人）

※前回調査と比較して、有病率は若干の増加が見られているが、有病者数は若干減少。有病者数が減少している理由は、当該年代の人口が減少しているため。

（表）年齢階層別若年性認知症有病率（推計）

年齢	人口10万人当たり 有病率（人）		
	男	女	総数
18～29	4.8	1.9	3.4
30-34	5.7	1.5	3.7
35-39	7.3	3.7	5.5
40-44	10.9	5.7	8.3
45-49	17.4	17.3	17.4
50-54	51.3	35.0	43.2
55-59	123.9	97.0	110.3
60-64	325.3	226.3	274.9
18-64			50.9

（図）若年性認知症（調査時65歳未満）の基礎疾患の内訳



主な調査結果

- 最初に気づいた症状は「もの忘れ」が最も多く（66.6%）、「職場や家事などでのミス」（38.8%）「怒りっぽくなった」（23.2%）がこれに続いた。
- 若年性認知症の人の約6割が発症時点で就業していたが、そのうち、約7割が退職していた。
- 調査時65歳未満若年性認知症の人の約3割が介護保険を申請しておらず、主な理由は「必要を感じない」（39.2%）「サービスについて知らない」（19.4%）、「利用したいサービスがない」（13.0%）「家族がいるから大丈夫」（12.2%）であった。
- 調査時65歳未満若年性認知症の人の世帯では約6割が収入が減ったと感じており、主な収入源は、約4割が障害年金等、約1割が生活保護であった。

調査対象及び方法

全国12地域（札幌市、秋田県、山形県、福島県、群馬県、茨城県、東京4区、山梨県、新潟県、名古屋市、大阪4市、愛媛県）の医療機関・事業所・施設等を対象に、若年性認知症利用者の有無に関する質問紙票調査を実施（一次調査）。利用がある場合には、担当者・本人・家族を対象に質問紙票調査を実施（二次調査）。二次調査に回答した本人・家族のうち、同意が得られた者を対象に面接調査を実施（三次調査）。

出典：日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和2年3月）

認知症施策のこれまでの主な取組

- ① 平成12年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
 - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
 - ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 平成16年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 平成17年に「認知症サポーター（※）」の養成開始。
 - ※90分程度の講習を受けて、市民の認知症への理解を深める。
- ④ 平成26年に**認知症サミット日本後継イベントの開催**。
 - ※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 平成27年に関係12省庁で**新オレンジプランを策定**。（平成29年7月改定）
- ⑥ 平成29年に**介護保険法の改正**。
 - ※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 平成30年12月に**認知症施策推進関係閣僚会議が設置**
- ⑧ 令和元年6月に**認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定**。
- ⑨ 令和2年に**介護保険法の改正**。
 - ・国・地方公共団体の努力義務を追加（介護保険法第5条の2）
 - ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 令和4年12月 **認知症施策推進大綱中間評価**
- ⑪ 令和5年6月 「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」成立。
- ⑫ 令和5年9月 「**認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議**」が設置（12月意見のとりまとめ）
- ⑬ 令和6年1月 「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」施行。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（ポイント）

令和5年6月14日成立、令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

2.基本理念

- ①全ての**認知症の人**が、**基本的人権**を享有する個人として、**自らの意思**によって日常生活・社会生活を営むことができる。
- ②国民が、**正しい知識・正しい理解**を深めることができる。
- ③認知症の人にとって生活の**障壁**となるものを**除去**することにより、認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域で安全・安心・自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域**において**安心して日常生活**を営むことができる。
- ⑥ **共生社会**の実現に資する**研究等を推進**するとともに、認知症等に係る**予防、診断・治療、リハビリテーション、介護方法、社会参加の在り方、社会環境の整備等**に関する**研究等の成果**を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり等**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

認知症基本法成立から施行までの動き

岸田内閣総理大臣発言（令和5年6月21日記者会見）

認知症への対応については、（中略）今月成立した認知症基本法も踏まえて、日本の新たな国家プロジェクトとして取り組んでまいります。

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（令和5年9月－12月）

<趣旨>

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目指す共生社会、すなわち、**認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現**に向け、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映するため、基本法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交えた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を開催する。



認知症施策推進本部・関係者会議

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、

- 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部を設置する。
- 本部は、基本計画の案を作成しようとするとき等には、あらかじめ、本部に設置する、認知症の人・家族等、その他関係者により構成される認知症施策推進関係者会議の意見を聴く。

認知症施策推進本部（全閣僚）

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、健康医療戦略担当大臣、
厚生労働大臣
本部員：本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

- ・基本計画の案の作成・実施の推進
- ・基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価 等

認知症施策推進関係者会議 （内閣総理大臣が任命 20名以内）

※ 認知症の人・家族等、保健医療福祉従事者、
地方自治体、経済・労働関係団体、研究者等
により構成予定

基本計画の案の作成、基本計画に基づく施策の
実施状況評価結果の取りまとめの際等に意見

意見

国の認知症施策の会議に認知症本人が参画

【認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議】

議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、厚生労働大臣、健康・医療戦略担当大臣
構成員：
栗田 圭一 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長
岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科 教授
鎌田 松代 公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
黒澤 史津乃 株式会社 OAG ライフサポート 代表取締役
柴田 範子 特定非営利活動法人 楽 理事長
鳥羽 研二 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長
藤田 和子 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
町 亜聖 フリーアナウンサー



【認知症施策推進関係者会議】

栗田 圭一 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長
伊集院 幼 鹿児島県大和村 村長
井上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科 教授
江澤 和彦 公益社団法人日本医師会 常任理事
及川 ゆりこ 公益社団法人日本介護福祉士会 会長
沖田 裕子 認知症の人とみんなのサポートセンター 代表理事
鎌田 松代 公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事
佐保 昌一 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
繁田 雅弘 東京慈恵会医科大学 名誉教授
柴口 里則 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長
春原 治子 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
戸上 守 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
成木 迅 京都市立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学 教授
新田 惇一 長崎県福祉保健部長
藤田 和子 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
堀田 聡子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
前田 隆行 100BLG 株式会社 取締役
松本 憲治 日本商工会議所企画調査部 担当部長



認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

意見のとりまとめ

1. 基本的考え方

- ・ 認知症の施策や取組を、認知症基本法の理念に基づき立案・実施・評価

2. 普及啓発・本人発信支援

- ・ 認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていく

3. 地域ぐるみで支え合う体制など

- ・ 若年性認知症の人等の社会参加や就労の機会の確保
- ・ 早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境整備
- ・ 本人、家族の声を聴きながら認知症バリアフリーを進め、幅広い業種の企業が経営戦略の一環として取り組む
- ・ 認知症の本人の意向を十分に尊重した保健医療・福祉サービス等につながる施策や相談体制の整備等

4. 家族等の支援（仕事と介護の両立支援等）

- ・ 介護をしながら家族等が自分の人生を大切にできる環境・支援制度の整備

5. 研究開発・予防

- ・ 本人、家族等に役立つ研究成果、国の支援

6. 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- ・ 独居高齢者等の意思決定支援を補完する仕組み。政府全体で問題への対処、整理

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- **施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。**
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

Ⅴ 推進体制等

- **地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施**
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会**の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

認知症施策推進基本計画における【当事者参画】

- 認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、共に認知症施策の立案等を行っていくことが求められる。

- ① 認知症施策の立案、実施、評価に当たっては、認知症の人と家族等の参画が最も重要である。まずは、都道府県、市町村の行政職員が、**認知症カフェ**への参加など地域における様々な機会を捉え、**認知症の人・家族等と出会い、対話**をすることで、**認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要**。



- ② その上で、**認知症地域支援推進員等が中心となって、ピアサポート活動等**地域における認知症の人や家族等の活動を支援し、**本人ミーティング等の当事者からの発信につなげていく**。



- ③ その際、認知症の人と家族等の参画を単なる一方通行的意見聴取に留めるのではなく、**行政職員が認知症の人や家族等の活動の現場に出向くこと等により、認知症の人と家族等と対話し、意見を交換し合うことで、認識を共有することが重要である**。

認知症カフェ



認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

【実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 全国の**1,593市町村（91.4%）**にて、**8,558 カフェ**が運営
- ・ 設置主体は、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

ピアサポーターによる本人支援の推進

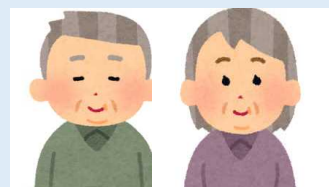
- 認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えている。このため、前向きな一歩を踏み出せるよう、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を把握し、認知症の方による相談支援（ピアサポート活動支援事業）を実施。
- 認知症の人の心理的な負担の軽減を図るとともに、認知症の人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押ししていく。

都道府県・指定都市の取組

- ・ 仕組みづくりに関する検討会の開催
- ・ ピアサポーターの登録
- ・ ピアサポートチームの結成



活動を希望する
認知症本人



本人

ピアサポートの活動内容

- ・ 相談支援
- ・ 当事者同士の交流（本人ミーティングへの誘い・同行）等



【都道府県の実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 事業名：ピアサポート活動支援事業（認知症総合戦略推進事業）
- ・ 実績：22都府県 ※当事者団体等へ委託することも可

【市町村の実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 実績：全国の148市町村（8.5%）
- ※ 市町村が配置する認知症地域支援推進員が中心となって地域支援事業交付金等を活用してピアサポート活動を実施

本人ミーティング

- ・ 認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。
- ・ 本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域に伝えていくための集まり。

今、地域で起きている課題

【本人】

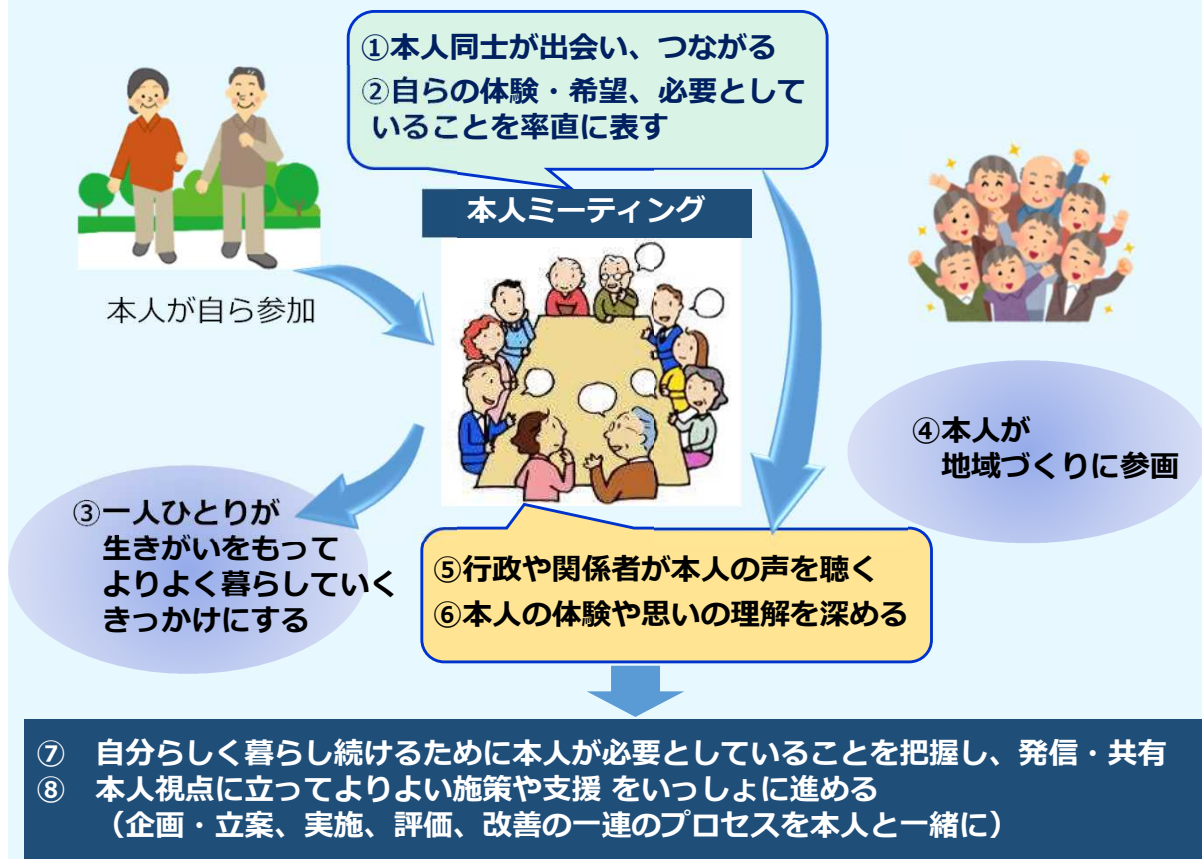
- ・ 声をよく聴いてもらえない
- ・ わかってくれる人、仲間に出会えない
- ・ 世話になる一方はつらい、役立ちたい
- ・ 自分の暮らしに役立つ支えがない
- ・ 生きていく張り合いがない
- ・ とじこもる、元気がなくなる

【地域、支援者、行政】

- ・ 本人の声をよく聴いたことがない
- ・ 本人のことが、よくわからない
- ・ つきあい方、支え方がよくわからない
- ・ 本人が地域の中で元気で生きがいをもって暮らし続けるために、どんな（新しい）サービスが必要かわからない

本人ミーティングのねらい

認知症の人の視点を重視した地域づくりを具体的に進めていくための方法。



認知症の人と家族への一体的支援事業

- 認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図る。（令和4年度創設）

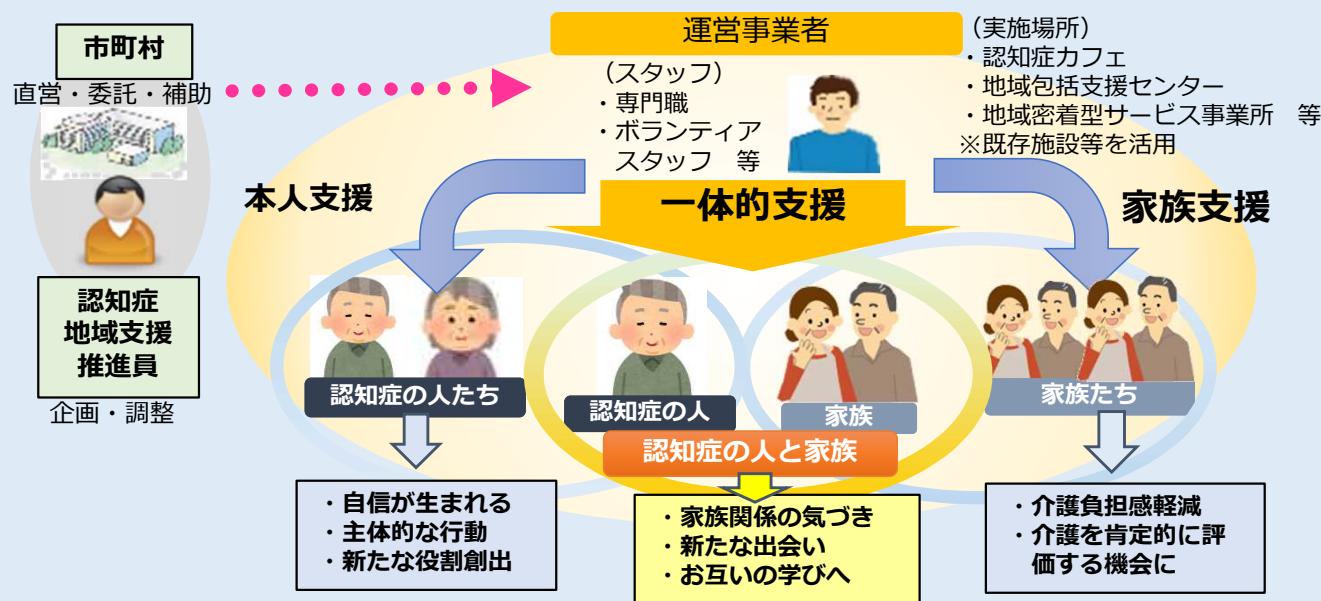
◆一体的支援プログラムには、認知症の人と家族と一緒に参加。

◆例えば、第1部：①認知症の人（本人）の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や本人同士が語り合う**本人支援**

②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う**家族支援**

第2部：③認知症の人と家族が共に活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う**一体的支援**

を一連の活動として行うプログラムを実施することにより、スタッフが仲介役となり、認知症の人と家族の思いをつなぎ、ともに気付き合う場を提供し、在宅生活の継続を支援する。



（参考）

認知症介護情報ネットワーク（DC-NET）において、手引きや事例を紹介。

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/meeting_center_support/

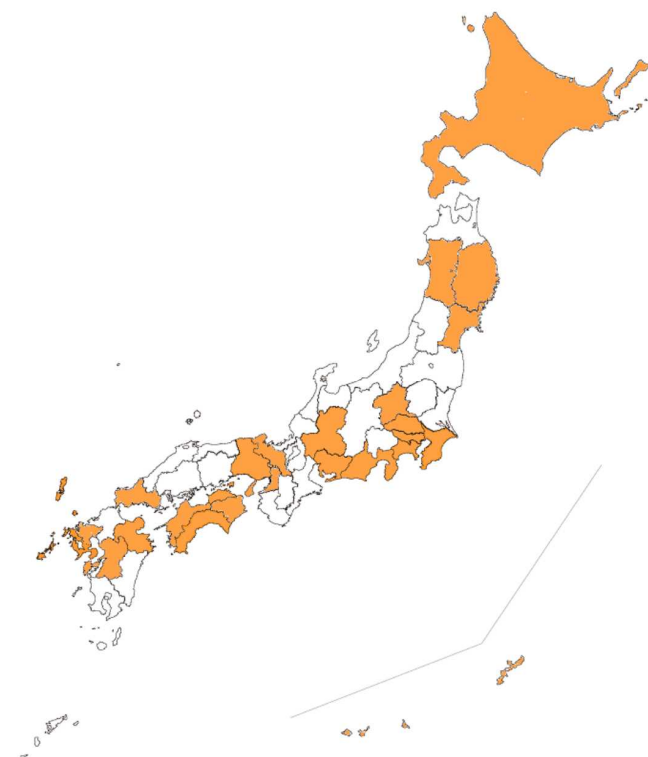
認知症の人と家族の
一体的支援プログラム



【実績】令和5年度は全国の370市町村（21.3%）が実施

認知症の人本人からの発信の支援 (認知症本人大使の任命)

- 国において、**7名の「希望大使」**（令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん）を任命
- 都道府県において、令和2年度以降、**25都道府県、80名の地域版の希望大使を任命**（令和6年12月末現在）



※**オレンジ色**は、地域版希望大使を任命しているところ
(このほか、検討中もあり)

認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても
希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

認知症総合支援事業（地域支援事業）

令和7年度当初予算案 88 億円の内数（86億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、

- ・医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症ケアパスの作成・普及
- ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、
- ・認知症カフェ等の設置や認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業等に関する企画及び調整
- ・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発の取組 等

を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（令和7年度拡充内容）

・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を配置する際の経費を補助することを可能とする。

※認知症地域支援推進員は、全国1,713市町村に8,509人配置（うち、専任の推進員は825人）

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）

認知症施策に関する全ての取組が、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて推進されることが重要であり、「新しい認知症観」に立ち、推進員が認知症の人や家族の意見に耳を傾け、本人視点に立ち、認知症施策を推進していくことが重要

市町村における認知症地域支援推進員の適切な配置の必要性

現状の認知症地域支援推進員の課題

- 他の業務と兼務している推進員が多いなど、地域の認知症の人やその家族と向き合うことができていない。

- 市町村に配置されている推進員の合計は、8,509人
うち、専任の推進員は、825人（推進員全体9.7%）
 - 自治体における実際の推進員の配置状況
 - 指定都市A市（高齢者人口約41万人）
 - …推進員3名配置（うち、専任2名）
 - 中核市B市（高齢者人口約6万人）
 - …推進員1名配置（うち、専任1名）
- ※ 認知症施策・地域介護推進課調べ

主として、指定都市、中核市、一般市等の高齢者人口が多い市町村が地域の実情に応じて、専任の認知症地域支援推進員を配置する際の経費を補助することを可能とする

専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人と向き合う機会が増える



認知症の人等



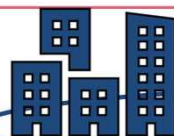
認知症地域支援推進員

専任の認知症地域支援推進員を配置することで地域で期待される役割

- 認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発を行う取組
- 認知症ケアパスの定期的な見直しや周知により、認知症の人又は家族等を含めた地域住民に対して必要な情報を提供する取組
- ピアサポート活動・本人ミーティングのサポート・認知症の人の本人発信のための日常生活のサポート等により、地域の認知症の人本人の発信支援の拡大を行う取組
- 状態像にかかわらず、認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人や家族の個別の相談支援（時間外の相談やオンライン機器の活用を含む）を行うとともに、認知症の人のアドボケートを行う取組
- 若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、若年性認知症の人の支援を行う取組（生活課題と就労等や企業との連携）

市町村において認知症施策推進計画を策定する際に、認知症の人や家族の意見が反映しやすくなる効果

自治体の相談窓口の設置



② 認知症施策推進計画の策定促進事業
（自治体の計画策定を支援）

認知症施策推進計画

自治体



① 認知症施策推進計画の策定支援事業
（自治体の計画策定への取組を支援）

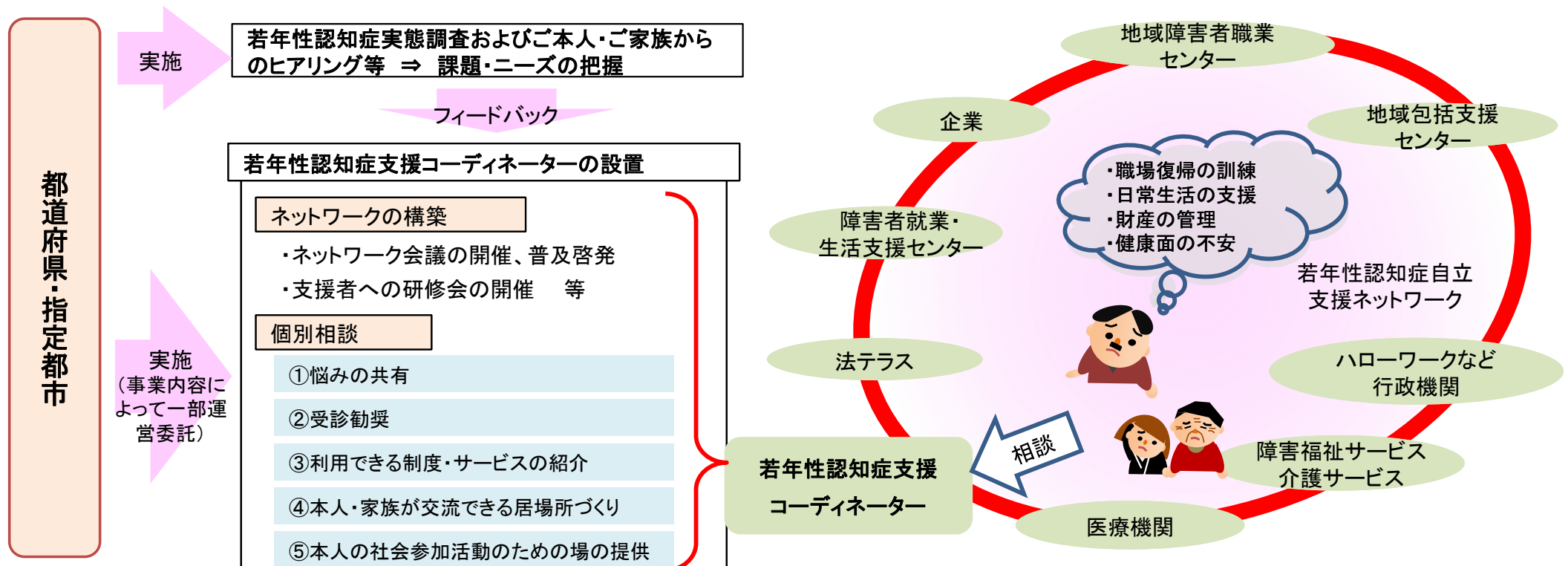
若年性認知症支援コーディネーターによる支援

概要

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する理解が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となることなどが指摘されている。このため、若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施することにより、現役世代である若年性認知症の方への支援に当たり、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援方策の構築を図る。

事業内容（認知症総合戦略推進事業）

- 全国1カ所・・・（1）若年性認知症コールセンターの運営、若年性認知症支援コーディネーターに対する研修・相談支援など
都道府県・指定都市・・・（2）若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等によるニーズ把握
（3）若年性認知症支援コーディネーターの設置に伴う個別相談
（4）若年性認知症自立支援ネットワークの構築
（5）社会参加活動のための居場所づくりの推進



令和7年度当初予算案 5.5億円 (5.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び令和6年12月に閣議決定した認知症施策推進基本計画に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制等を整備し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

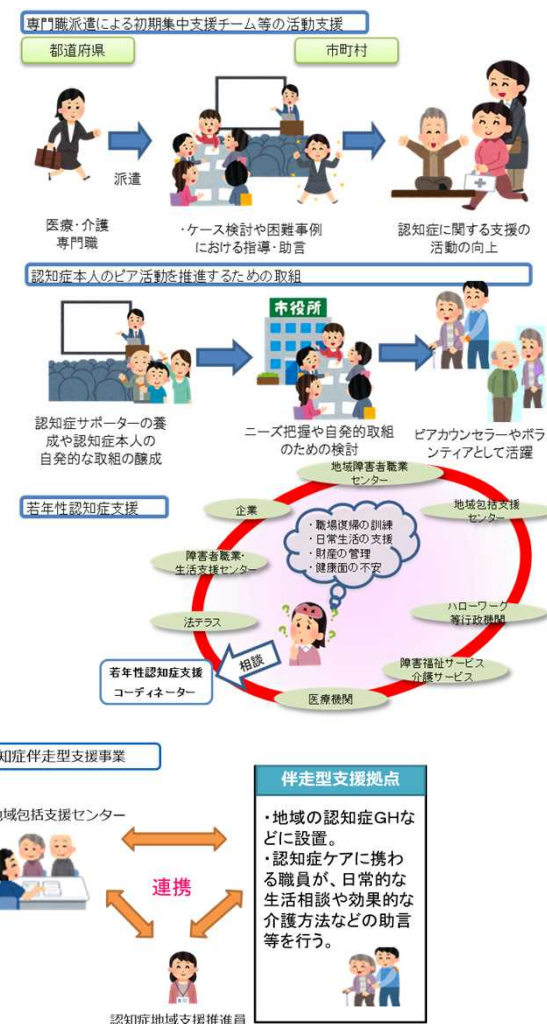
【事業の概要（実施主体 ※民間団体等へ委託可）】 ※下線は令和7年度拡充分

- 1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築 (都道府県)
(主な事業内容)
 - ・ 広域の見守りネットワークの構築
 - ・ 専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
 - ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築
- 2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築 (都道府県、指定都市)
- 3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援 (都道府県、指定都市)
 - (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
 - (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
 - (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
 - (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
 - (5) 若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組

(主な取組例)

 - ・ 通所介護事業所と若年性認知症の人の活動（就労）の場を提供する企業とのマッチング等を行う取組
 - ・ 若年性認知症の人の家事・育児等の日常生活に関する支援等を行う取組
- 4 認知症本人のピアサポート活動の促進 (都道府県、指定都市)
従前からのピアサポート活動の事業に加えて、活動を更に推進していくためのピアサポーターの人材育成等の取組をモデル的に実施する事業の創設
- 5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進 (市町村)

【負担割合】 国1/2 ※ 3 (4) のみ定額



都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業 (自治体向け補助事業)

令和6年度補正予算額 1.3億円

施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、**多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。**

施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、**認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。**

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

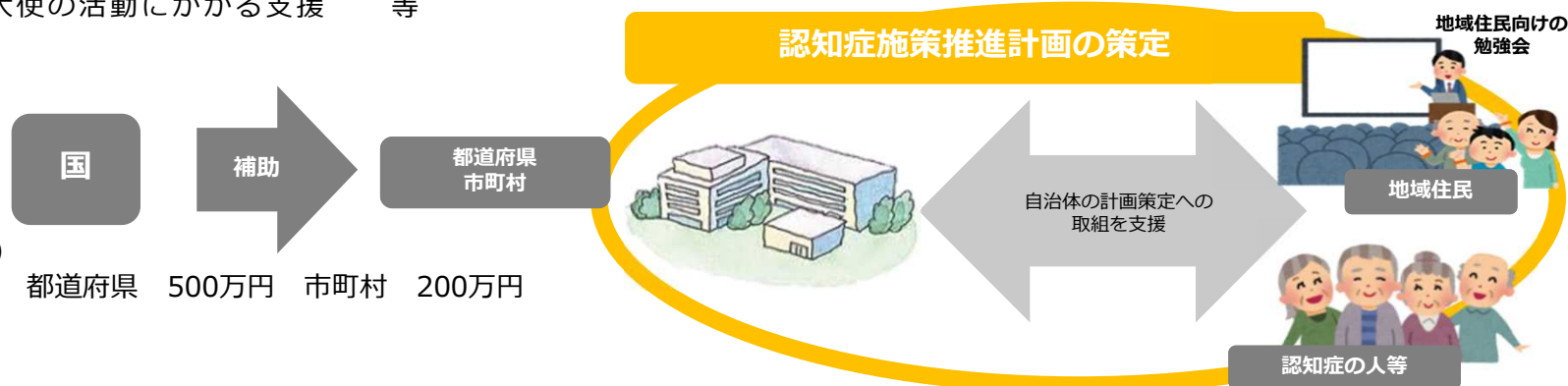
【対象経費】

(対象事業例)

- ・ 地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・ 認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・ 認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・ 地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・ 地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等

【補助率】 国（定額）

1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円



都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援 (厚生労働省の委託事業での自治体支援)

令和7年度当初予算案 30百万円（一）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.3億円

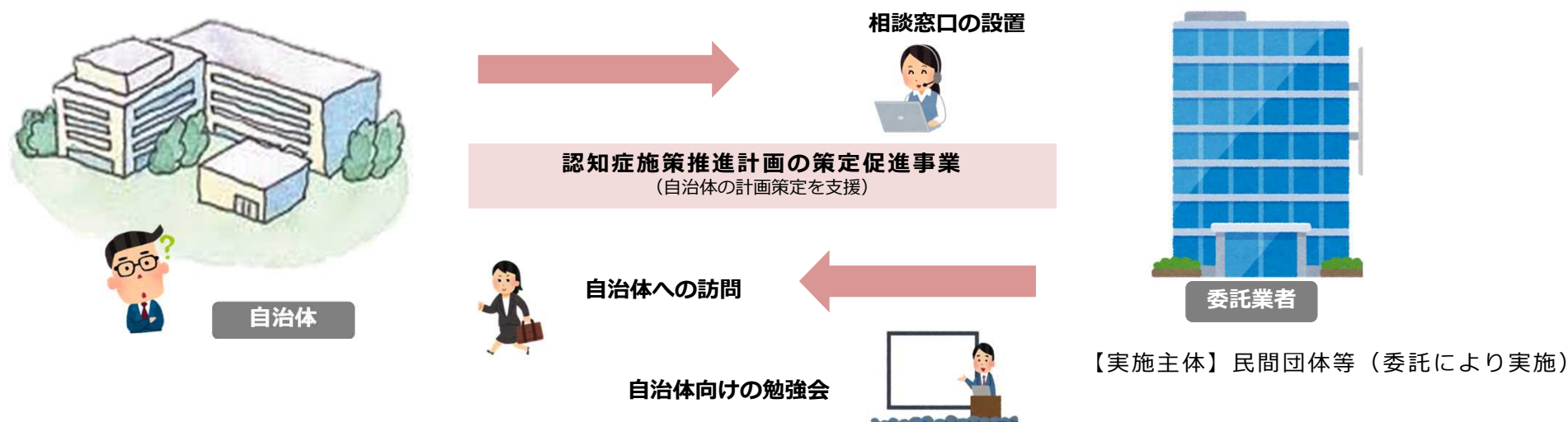
1 事業の目的

令和6年12月3日に閣議決定した認知症施策推進基本計画を検討する関係者会議において、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立って施策を推進することの重要性が議論されてきた。

今後、認知症施策推進基本計画を基本として、認知症施策推進計画の策定に着手する自治体が増加していくことが見込まれており、多くの自治体で実効性のある計画が策定されるために、計画策定の準備段階での実務面についてきめ細やかな支援を自治体に対して実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

自治体が認知症施策推進計画を策定（準備）する際の困りごとや認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く際の留意点等について、アドバイスを行う窓口の設置等と併せて、認知症施策推進計画の策定に関する自治体向けの情報交換会や勉強会等を開催し、策定促進に向けた支援を実施する



共生社会の実現を推進するための認知症基本法の広報および 認知症施策推進計画の策定促進事業

■ 本事業における主な業務内容

1

計画策定等に関する個別相談対応

- 自治体からの個別相談窓口の設置

都道府県・市区町村の認知症施策担当の皆さま

認知症基本法施行にともなう
自治体向け個別相談
はじめます

認知症の人や
家族の声をどう施策に
取り入れれば良いの？

認知症基本法の
施行を受けて
自治体は
何をすればいいの？

自治体の認知症
施策を変える必要
はあるの？

そのお悩み、お答えします

**自治体における
認知症基本法への対応**

- 認知症基本法の施行を受けて、自治体に対応すべきことは何か
- 認知症基本法が施行されたことにより、自治体の認知症施策を変える必要があるか

**認知症の人および
家族等の意見聴取**

- 認知症施策を推進する上で、認知症の人および家族等の意見聴取は必須か
- 認知症の人および家族等の代表として、誰に・どのように意見を聴くべきか

**認知症施策推進計画の
策定**

- 国が策定する計画と、都道府県や市区町村が策定する計画は、どの程度整合が取れている必要があるか
- 計画策定のための財源やマンパワーが不足しているが、どうすれば良いか
- 認知症施策推進計画はいつまでに策定する必要があるか
- 認知症施策推進計画は、その他の関連する自治体の計画と別に策定しなければならないか

★認知症施策に詳しい有識者の皆様にも、ご回答にご協力いただける予定です★（五十音順・敬称略）

鎌田 松代	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事
猿渡 進平	医療法人 静光園 白川病院 医療連携室長
戸上 守	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 理事
永松 美起	鳥取県鳥取市福祉部長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター 保健師
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
堀田 聡子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
横山 麻衣	静岡県藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課 認知症地域支援推進員

※本事業は厚生労働省「共生社会の実現を推進するための認知症基本法の広報及び認知症施策推進計画の策定促進に向けた広報」の一環として実施します。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の広報および 認知症施策推進計画の策定促進事業

■ 本事業における主な業務内容

2

認知症基本法の理念の理解促進・計画策定促進のためのセミナーによる啓発

- ・ 計画準備段階に重点を置き、自治体担当者に計画策定を行う際に必要な情報を提供する

アーカイブ配信

認知症施策推進計画の策定準備に関するセミナー（令和6年7月23日）

<https://www.youtube.com/watch?v=u3smIHCSSTI>

認知症施策推進計画の策定準備に関するセミナー

- 1 目的 各自治体において、今後、認知症施策推進計画の策定に向けた検討を実施していくにあたり、「認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業」を活用した効果的な取組を学ぶとともに、多くの自治体で実効性のある認知症施策推進計画が策定されるよう、認知症施策推進計画を策定する前段階で、地域住民に対する共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念等の普及啓発、認知症の本人の発信支援のための取組、認知症の本人の意見を施策に反映させるための取組等を推進することを目的とする。

2 日時 令和6年7月23日（火）15:00～17:10

3 プログラム

一【開会挨拶】 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
二【行政説明】 「認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業」の実施促進について 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
三【基調講演】 「認知症の本人とともに施策や地域づくりを進めるためには」 慶應義塾大学大学院教授 / 一般社団法人 人とまちづくり研究所代表理事 堀田 聡子 氏
四【全国の事例】 ・事例発表①青森県（20分） ・質疑応答（5分）
五【休憩】
六【全国の事例】 ・事例発表②鳥取県鳥取市（20分） ・質疑応答（5分）
七【家族からのメッセージ】 公益社団法人 認知症の人と家族の会 副代表理事・埼玉県支部代表者 花俣 ふみ代 氏
八【本人からのメッセージ】 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事 藤田 和子 氏
九【全体を通じた質疑等】
十【閉会】

4 参考

基調講演をいただいた堀田聡子氏が代表理事を務める、一般社団法人人とまちづくり研究所で行った調査研究事業を掲載しております。動画と併せてご覧頂ければと思います。

【令和4年度老人保健健康増進等事業】

「認知症の本人の声を市町村施策に反映する方策に関する調査研究事業」

https://hitomachi-lab.com/official/wp-content/themes/hitomachi-lab/pdf/R4_81_p1.pdf

5 アーカイブ配信

【認知症施策推進計画の策定準備に関するセミナー（令和6年7月23日）】

<https://www.youtube.com/watch?v=u3smIHCSSTI>

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業 ～令和6年度老人保健健康増進等事業～

■ 事業内容

1

都道府県・自治体向け
計画策定の手引きの作成

- ・ 自治体における推進計画の策定に向けた「手引き」について
 - 打ち出すべきメッセージ・留意点
 - 都道府県向け施策、市区町村向け施策の整理
 - 具体論点の記載方法 等

2

基本計画の
KPIの整理方法の検討

- ・ 測定が難しい、議論を要すると考えられるKPIの具体的な内容・測定方法について

■ 検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
◎田中滋	埼玉県立大学 理事長	永松美起	鳥取市福祉部長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター
粟田主一	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長	福田人志	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 理事
今村英仁	公益社団法人日本医師会 常任理事	堀田聰子	慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科 教授
尾之内直美	公益社団法人認知症の人と家族の会 理事	藤田和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
鎌田松代	公益社団法人認知症の人と家族の会代表 理事	横山麻衣	静岡県藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課 認知症地域支援推進員
木本和伸	大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 課長	鷲見幸彦	社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター センター長
田母神裕美	公益社団法人日本看護協会 常任理事		

共生社会の実現を推進するための認知症基本法のわかりやすい解説冊子作成 および自治体への周知に関する広報事業

- 自治体職員や市民を対象として、基本法の目指す方向性・目的・理念をわかりやすく示した冊子・リーフレット・ポスターを作成。（令和7年1月下旬目途で、自治体に発送予定）

冊子・リーフレット・ポスターの制作

- 基本法の目指す方向性・目的・理念をわかりやすく示した冊子・リーフレット・ポスターを作成する**
 - 都道府県や市町村の基本法や施策の普及・推進役の人たちが、認知症とともに希望を持って暮らしていける「新しい認知症観」に基づいて、基本法の方向性・目的、理念、焦点の理解を深める
 - 考え方を共有したうえで、自治体内の多様な人たちに、共生社会をともに創る呼びかけを着実に進めていく
 - 基本計画づくりを円滑に進める

委員一覧（敬称略）

本人	藤田和子	一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
本人	鈴木貴美江	京都府認知症応援大使
家族	鎌田松代	公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
医師	栗田圭一	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター センター長 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
市町村職員	谷口泰之	御坊市総務部防災対策課 認知症地域支援推進員
生活関連 サービス産業	渡邊博史	イオンモール株式会社 地域サステナビリティ推進室長 兼 イオン株式会社 地域サステナビリティ推進担当リーダー
映像関係者	山国秀幸	株式会社ワンダーラボラトリー 代表取締役・プロデューサー
メディア関係者	本田麻由美	読売新聞東京本社 編集局医療部 編集委員
有識者	永田久美子	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター 副センター長

認知症普及啓発事業

■ 令和6年度の本事業の主な内容

自治体等と厚生労働省が共催し、セミナーやイベントを開催し、認知症の人（認知症希望大使等）が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信すること等を通じて、新しい認知症観や認知症基本法等の内容について国民への周知を図っていく。

認知症になってからも だいじょうぶな長野へ ～希望大使とともにみんなでアクション！～



春原 治子さん
認知症本人大使「希望大使」
長野県在住



藤田 和子さん
認知症本人大使「希望大使」
鳥取県在住



坂口 一延さん
おれんじドアなの代表
長野県在住

【日 時】 令和6(2024)年12月7日(土)13:00～15:00 (12:30開場)
【場 所】 長野ターミナル会館 国際ホール
*オンライン(要事前申し込み)でもご参加いただけます
【参 加】 入場無料、要事前申し込み、定員:会場180名

【プログラム(予定)】
第1部 本人座談会
春原 治子さん、藤田 和子さん、坂口 一延さん
第2部 ディスカッション
『一歩先に認知症になった私たちとともに皆で考えよう』
本人、活動支援者、長野県内専門職
ファシリテーター:永田 久美子さん(認知症介護研究・研修東京センター)

【アクセス】 長野市岡田町178-2 長野ターミナル会館4F
JR「長野駅」善光寺口より徒歩約8分

【申 込】 申込フォーム・FAXにてお申込み(裏面にご案内がございます)
【共 催】 厚生労働省、長野県
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ



おおいた認知症きぼうフォーラム

参加 無 料

語ろう!新しい認知症観

～共生社会の実現を推進するための認知症基本法を知る～

本フォーラムは、オレンジドクター5単位、認知症ケア専門士2単位の単位取得申請中です。

写真は昨年開催した認知症きぼうフォーラム「語ろう!新しい暮らしをかなえるために」の様子

プログラム 講演・パネルディスカッション

共生社会の実現を推進するための認知症基本法をもとに、希望をもって生きられる社会を実現するという「新しい認知症観」に立った取り組みについて考えます。

講演1 梅本 裕司氏
厚生労働省老健局認知症政策・地域介護推進課課長補佐

講演2 戸上 守氏
認知症本人大使「希望大使」 大分県希望大使

講演3 三重野 英子氏
大分大学医学部看護学科 教授

平成12年厚生省(現厚生労働省)入省。老健局、障害保健福祉部での勤務を経て、平成23年4月から2年間、老健局で認知症施策を担当。その後、老健局内での勤務を経て、令和5年4月から現職。認知症基本法を身近な法律と感じてもらえるよう参加のみさまと一緒に考えていきたい。

若年性認知症診断から一生涯引きこもった後「なでしこガーデンデイズ」に出会い、多くの仲間ができました。現在ピアサポート活動に携わり、同じ診断を受けた方々の生活を牽引する活動に力を注いでいます。今年度は国の認知症基本法を身近な法律と感じてもらえるよう参加のみさまと一緒に考えていきたい。

本法の基本計画を策定する認知症施策推進関係者会議に委員参加。大分の取り組みを全国に発信中です。

実習で認知症が深く学んだ学生は、やがて自分がその高齢者から支えられていることに気づきます。認知症の人とのソフトボールの試合に参加した学生は、次第に解放された心から楽しんでいる自分に気づきます。新しい認知症観は、こうした認知症の人のケア力に気づくことから生まれるのかもしれない。

ゲストコメンテーター 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
認知症本人大使「希望大使」 藤田 和子氏

コーディネーター 岡田法律事務所 弁護士 岡田 壮平氏 / 大分大学医学部看護学科 准教授 小野 光美氏

参加 無 料・要 事 前 申 込

お申し込みはこちらから！
左記のQRコードよりお申し込みください。

締切日 2025年2月14日(金)
どなたでもお申し込みいただけます

日時 令和7年 2月22日 土 14:00～16:00
会場 ハイブリット開催 オンライン及び会場
(大分県消費生活・男女共同参画プラザアイネス)
※会場には駐車場がございません。近隣のコインパーキングをご利用ください。

会場定員 100名

共 催 厚生労働省・大分県福祉保健部高齢者福祉課
事務局 おおいた認知症 Web フォーラム実行委員会 (株式会社 QTmedia 大分支店)

令和7年2月28日開催予定 厚生労働省主催市町村セミナー

- 令和7年2月28日、厚生労働省「第179回 市町村職員等を対象とするセミナー」を下記の要領で開催予定。

開催概要

セミナー名	第179回 市町村職員等を対象とするセミナー： 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法における認知症施策推進計画等に関するセミナー」
開催日程	令和7年2月28日（金） ※オンライン開催を予定
セミナー概要	- 令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、都道府県・市町村は、国が策定する認知症施策推進基本計画を基本とするとともに、それぞれの実情に即した認知症施策推進計画の策定に努めることとされている。 - そこで本セミナーでは、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容の説明や先進的に認知症施策推進計画の策定に着手している自治体からの事例発表などを通じて、多くの自治体で実効性のある認知症施策推進計画が策定されるための方策について、参加の市町村職員等とともに検討する。
参考URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/s_hakaihoshou/seminar/index.html